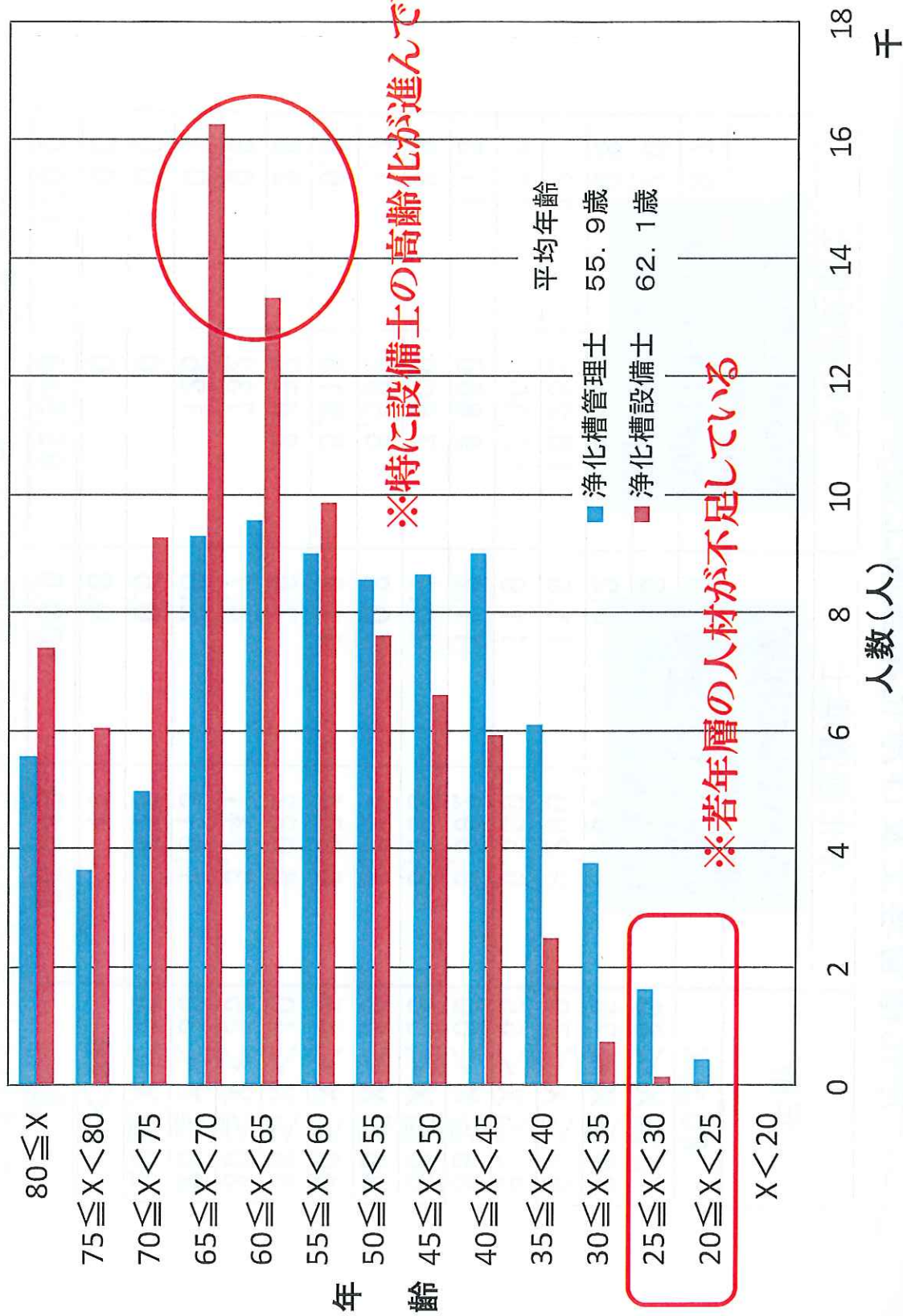


浄化槽管理士及び浄化槽設備士の年齢分布

年齢	浄化槽管理士		浄化槽設備士	
	人数	比率	人数	比率
80 ≧ X				
75 ≧ X < 80		29.2%		45.5%
70 ≧ X < 75	4,301	41.1%	5,240	61.1%
65 ≧ X < 70	9,290	11.6	16,268	19.0
60 ≧ X < 65	9,559	11.9	13,307	15.6
55 ≧ X < 60	8,992	11.2	9,860	11.5
50 ≧ X < 55	8,558	10.7	7,600	8.9
45 ≧ X < 50	8,647	10.8	6,592	7.7
40 ≧ X < 45	8,994	11.2	5,913	6.9
35 ≧ X < 40	6,082	7.6	2,477	2.9
30 ≧ X < 35	3,741	4.7	732	0.9
25 ≧ X < 30	1,613	2.0	125	0.1
20 ≧ X < 25	418	0.5	0	0.0
X < 20	11	0.0	0	0.0
計	80,040	100.0	85,548	100.0

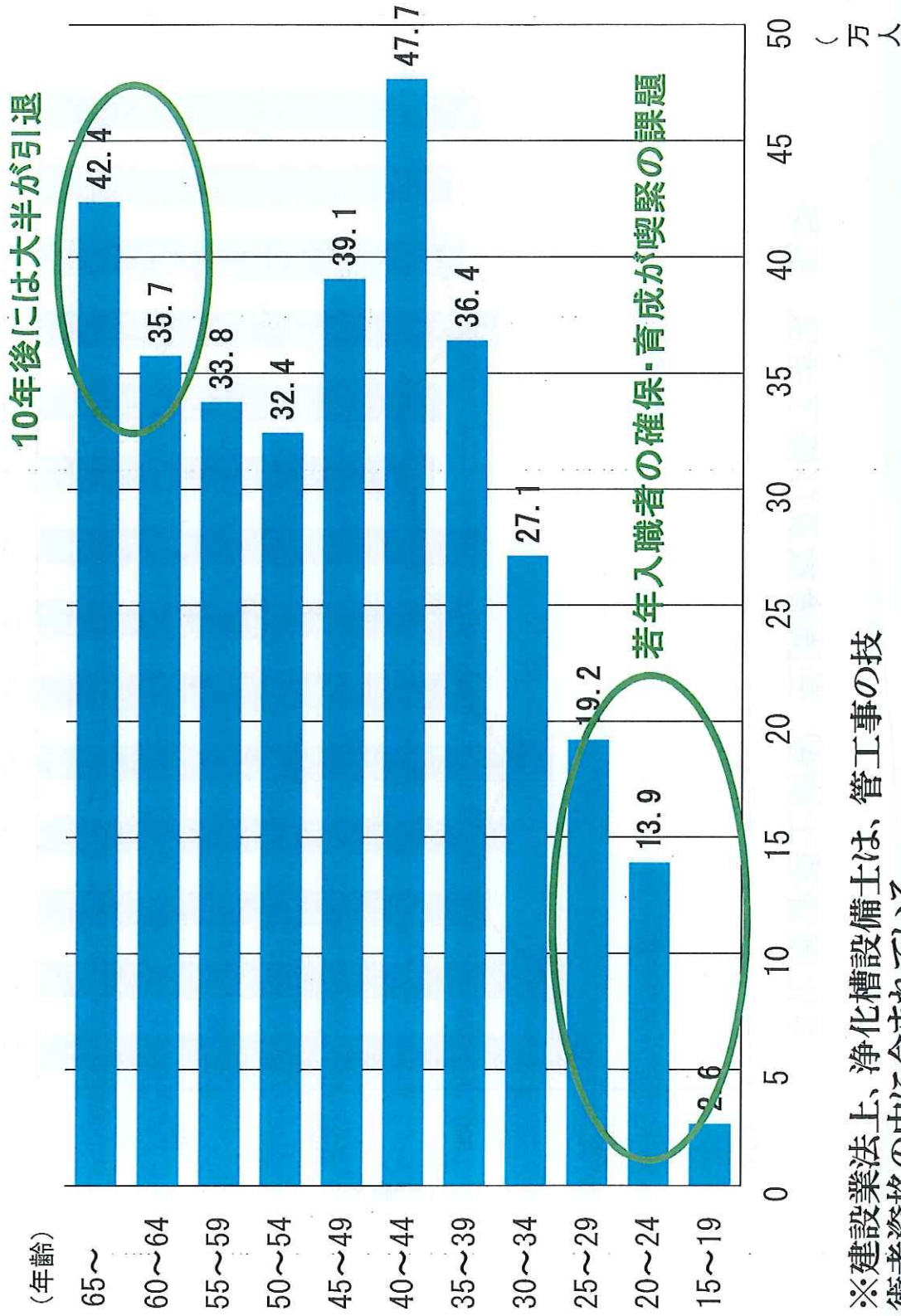
注) 管理士は平成28年3月末現在、設備士は平成27年3月末現在の資格者データより集計

浄化槽管理士及び浄化槽設備士の年齢分布



注) 管理士は平成28年3月末現在、設備士は平成27年3月末現在の資格者データより集計

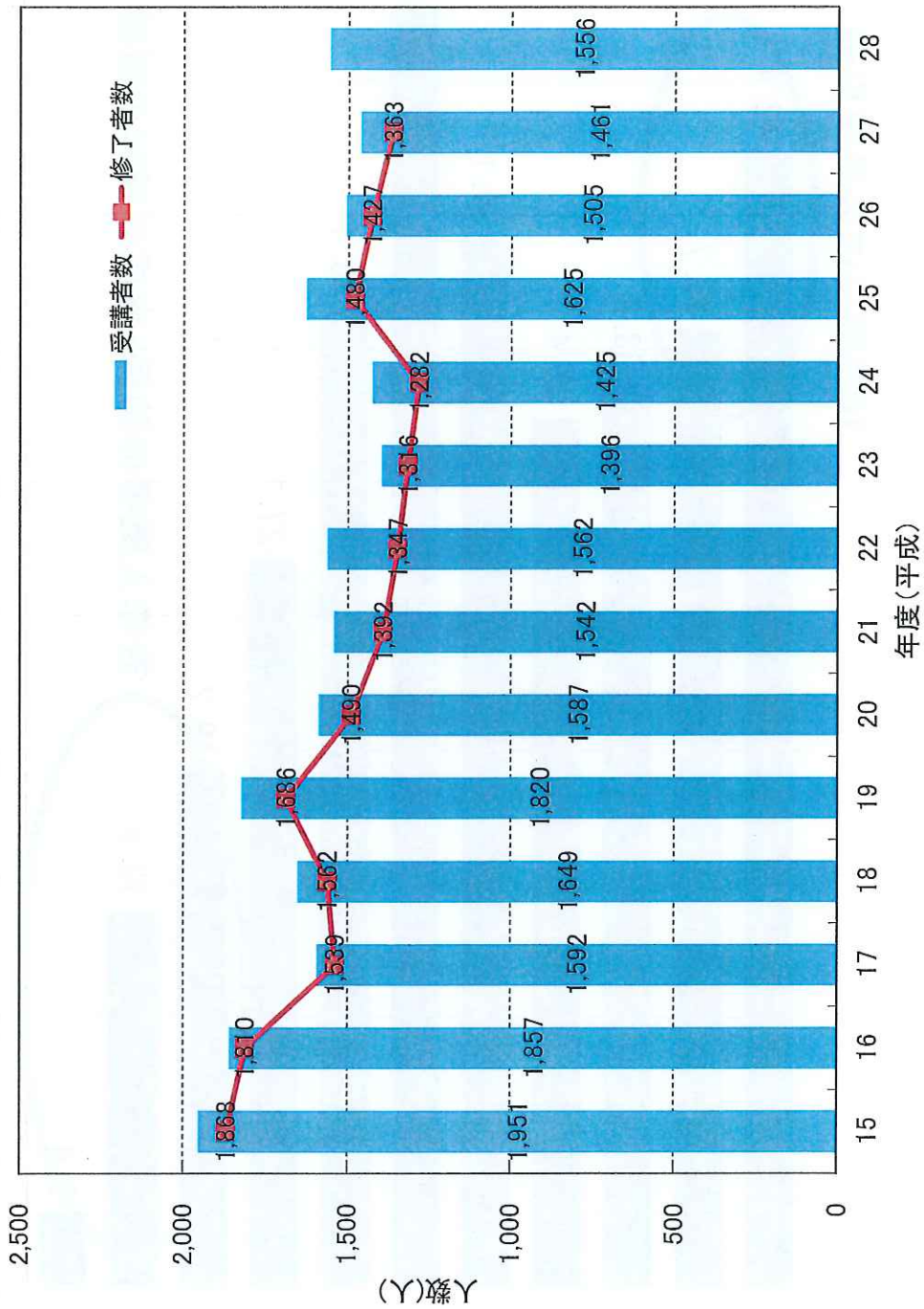
建設業における高齢者の大量離職の見通し



※建設業法上、浄化槽設備士は、管工事の技術者資格の中に含まれている。

出所：総務省「労働力調査」を元に国土交通省で算出

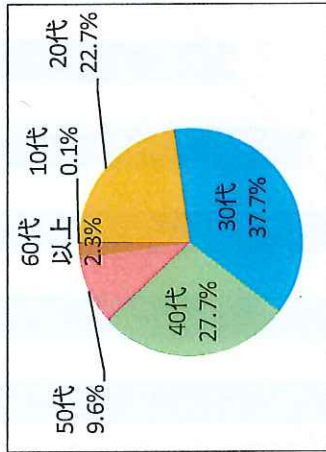
浄化槽管理士講習 受講者数及び修了者数 推移



浄化槽管理士講習 年齢分布 (平成26年度～平成28年度)

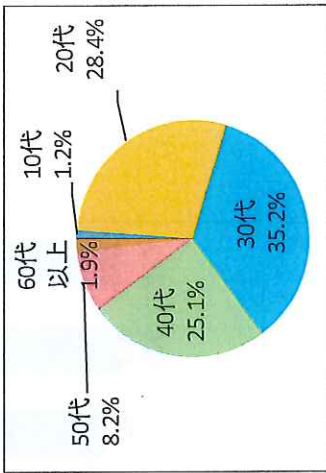
平成26年度

年齢	人数	割合
10代	1人	0.1%
20代	341人	22.7%
30代	567人	37.7%
40代	417人	27.7%
50代	145人	9.6%
60代以上	34人	2.3%
合計	1505人	



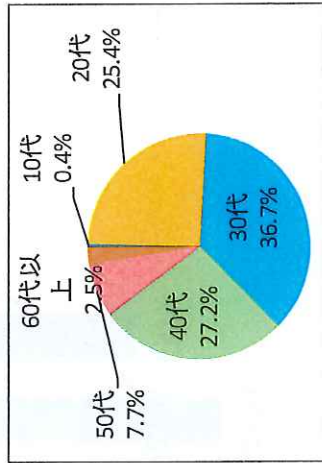
平成28年度

年齢	人数	割合
10代	19人	1.2%
20代	442人	28.4%
30代	548人	35.2%
40代	390人	25.1%
50代	128人	8.2%
60代以上	29人	1.9%
合計	1556人	



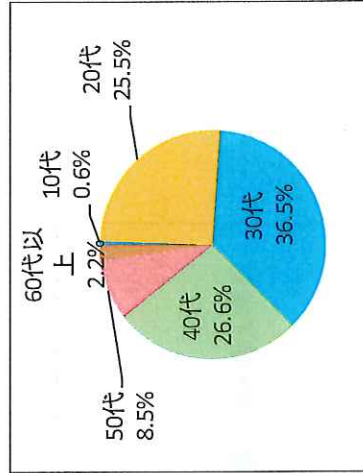
平成27年度

年齢	人数	割合
10代	6人	0.4%
20代	371人	25.4%
30代	536人	36.7%
40代	398人	27.2%
50代	113人	7.7%
60代以上	37人	2.5%
合計	1461人	

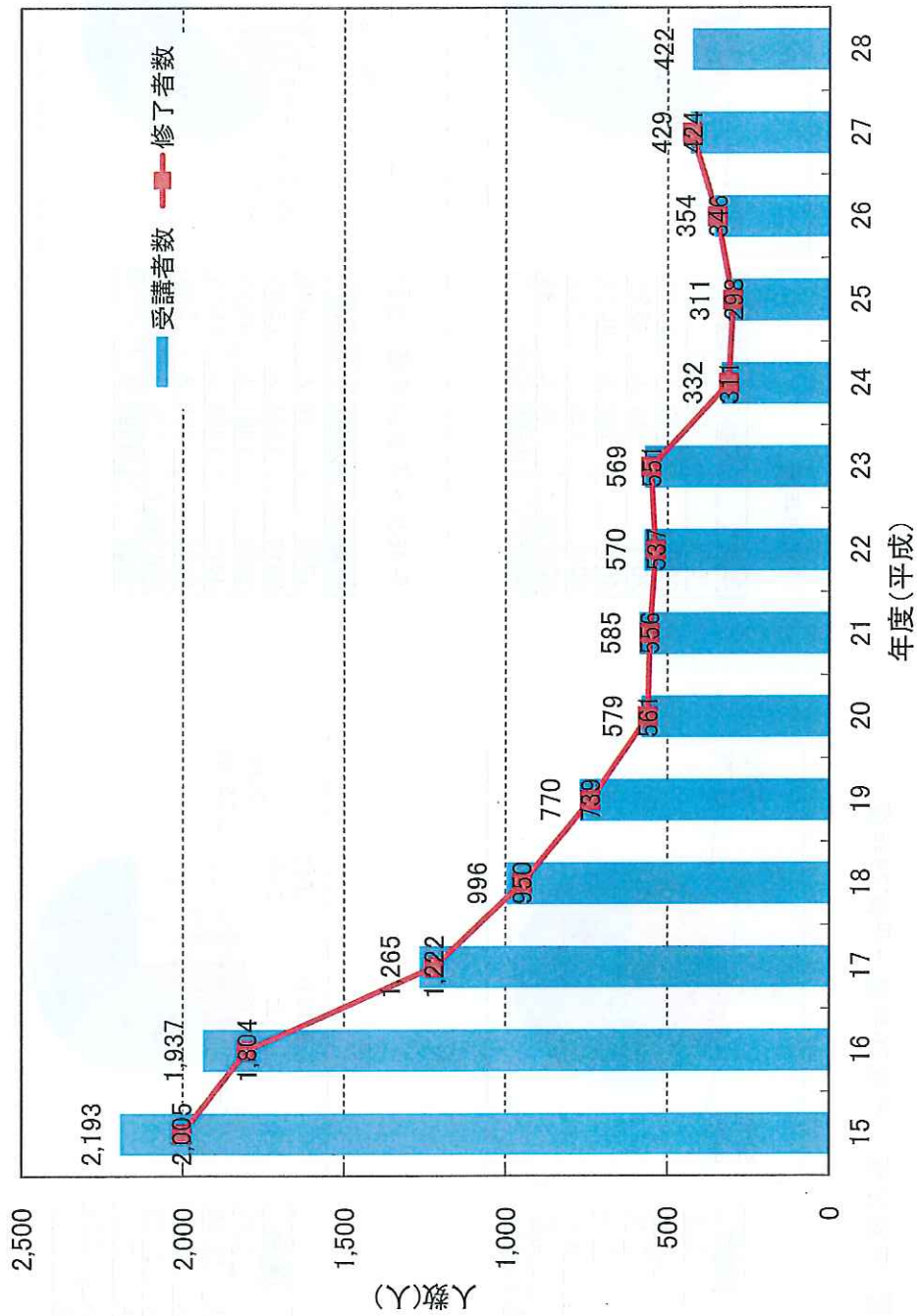


平成26～平成28年度 合計

年齢	人数	割合
10代	26人	0.6%
20代	1154人	25.5%
30代	1651人	36.5%
40代	1205人	26.6%
50代	386人	8.5%
60代以上	100人	2.2%
合計	4522人	



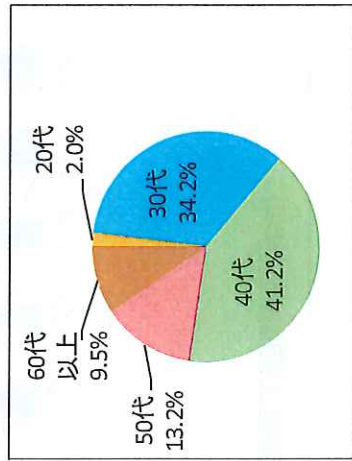
浄化槽設備士講習 受講者数及び修了者数 推移



浄化槽設備士講習 年齢分布 (平成26年度～平成28年度)

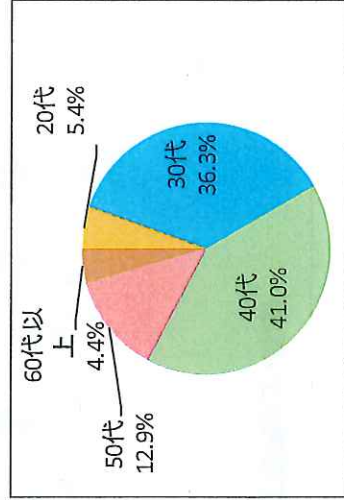
平成26年度

年齢	人数	割合
10代	0人	0.0%
20代	7人	2.0%
30代	122人	34.2%
40代	147人	41.2%
50代	47人	13.2%
60代以上	34人	9.5%
合計	357人	



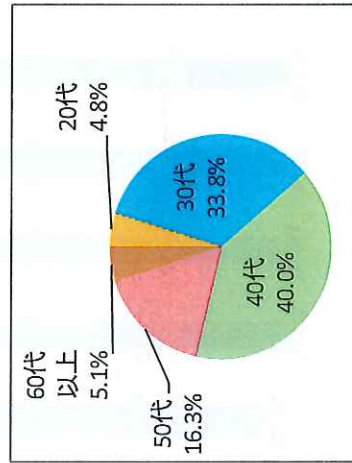
平成28年度

年齢	人数	割合
10代	0人	0.0%
20代	23人	5.4%
30代	155人	36.3%
40代	175人	41.0%
50代	55人	12.9%
60代以上	19人	4.4%
合計	427人	



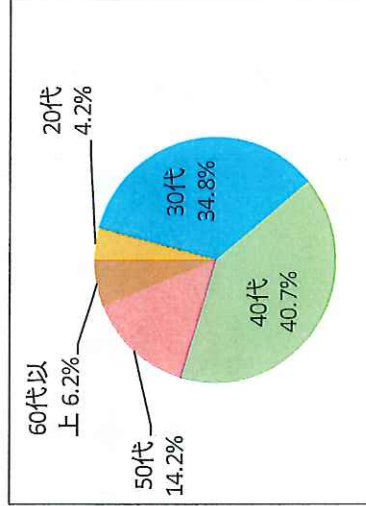
平成27年度

年齢	人数	割合
10代	0人	0.0%
20代	21人	4.8%
30代	147人	33.8%
40代	174人	40.0%
50代	71人	16.3%
60代以上	22人	5.1%
合計	435人	



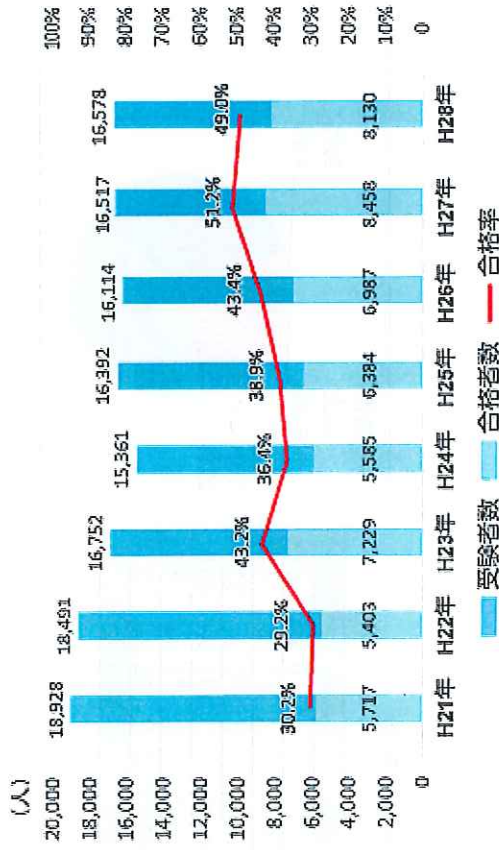
平成26～平成28年度 合計

年齢	人数	割合
10代	0人	0.0%
20代	51人	4.2%
30代	424人	34.8%
40代	496人	40.7%
50代	173人	14.2%
60代以上	75人	6.2%
合計	1219人	

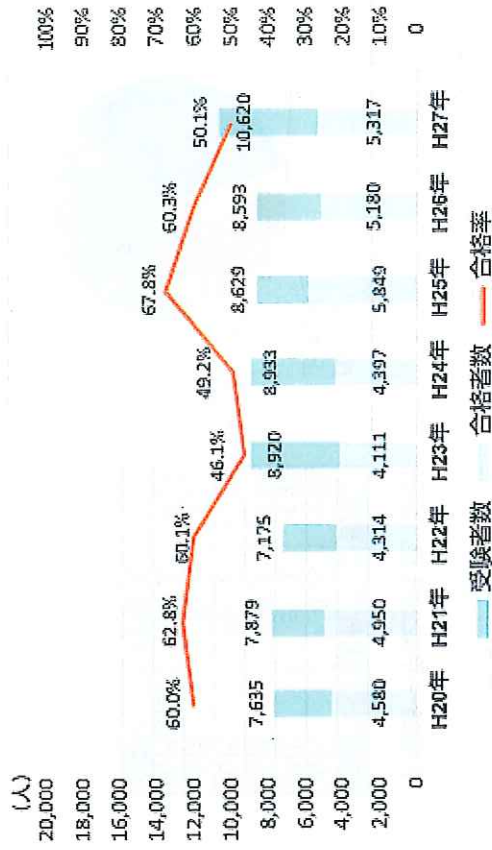


管工事施工管理技士の受験者数・合格率等の推移

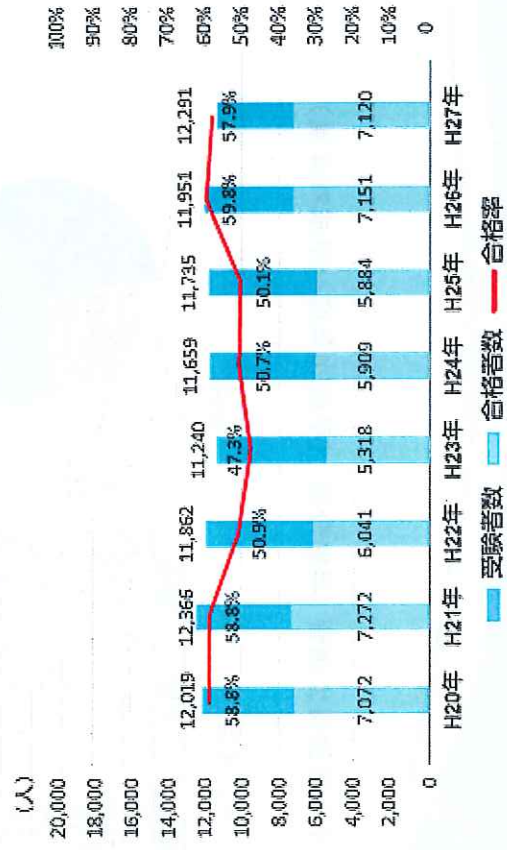
1級管工事施工管理技士(学科)



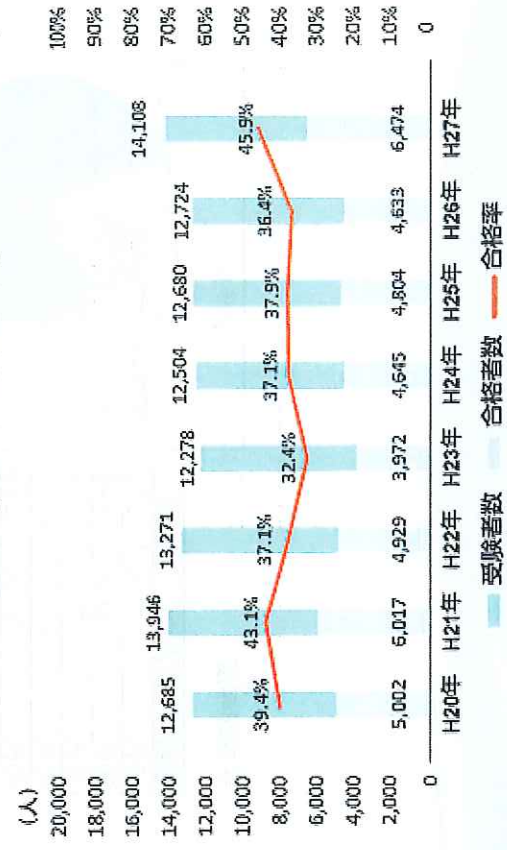
1級管工事施工管理技士(実地)



2級管工事施工管理技士(学科)



2級管工事施工管理技士(実地)



- ・新設住宅の着工の減少＝浄化槽の新設基数の減少により、浄化槽工事業者の営業環境が悪化している。

- ・建設業法では、建設工事(管工事)において、通常500万円以上の請負契約は、所在地を所管する知事か、国土交通大臣の許可を受けなければならぬとされているが、請負金額500万円未満は許可の対象になっていない。浄化槽工事業を登録するのは、500万円未満の工事をする業者がほとんどである。

- ・建設業法上では、請負工事がある一定の金額以上になったら技術者を現場に常駐させることになっていて、同じ人間が他の現場へは行くことができないことになっている。しかし、500万円未満のものについては、常駐の義務を課していないのが現状であり、よって、現場の掛け持ちは十分に考えられる。

・浄化槽法上、浄化槽設備士は実地に監督しなければならぬとされているが、実際に浄化槽の設置しているのは建設業法上の、その他管工事関係の技術者であることも十分考えられる。

しかし、その管工事関係の技術者が実地に監督しなければならぬということになっていない。

結果として、不適切な工事（処理機能の不全、水平の狂いなど）が行われていることも考えられる。

・浄化槽設備士が適正に工事を監督しているかというところが一番重要になってくるが、浄化槽設備士（有資格者）が確実に工事を行っているかどうかについては、補助金対象の浄化槽については間違いないはずだが、実際は不明である。

現場に向いても、実際には現場を知らない設備士の資格者が実地に監督をせず、書類作成のための単なる写真撮影要員になっているケースも十分考えられる。

＜特例浄化槽工事業者＞

建設業の許可のうち「土木工事業」、「建築工事業」、「建築工事業」もしくは「管工事業」のいずれかを受けている場合に、浄化槽工事業を営むうときは特例浄化槽工事業者の届出が必要。ただし、営業所ごとに浄化槽設備士がいることが届出の要件。

・浄化槽工事業者の状況

浄化槽工事業者(登録)	30業者
特例浄化槽工事業者(届出)	693業者
浄化槽工事業者(登録)	47業者
特例浄化槽工事業者(届出)	526業者

浄化槽工事業者(登録)	59業者
特例浄化槽工事業者(届出)	886業者
浄化槽工事業者(登録)	70業者
特例浄化槽工事業者(届出)	450業者

営業所ごとにおかれる設備士の情報は、申請時に記載することになっているので、把握することは可能。

ただし、登録をしている資格者以外にも、業許可をとっていないだけの特例浄化槽工事登録業者もいるので把握は難しい。

＜浄化槽設備士の受講資格要件の緩和＞

講習は管工事施工管理技士（1級または2級）の資格を有していないと受講ができないが、試験は管工事施工管理技士の資格を有していない者でも経験年数等で受験可能である。

◎講習

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令

（平成13年9月28日国土交通省・環境省令第四号）

（受講申請）

第三条 講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定（以下「管工事施工管理技術検定」という。）の合格証明書の写し

◎試験

浄化槽設備士に関する省令

(昭和59年12月28日建設省令第十七号)

(受験資格)

第八条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後浄化槽工事に関し一年以上の実務経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科(以下「指定学科」という。)を修めたもの
- 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した後浄化槽工事に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に指定学科を修めたもの
- 三 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)を卒業した後浄化槽工事に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に指定学科を修めたもの
- 四 浄化槽工事に関し八年以上の実務経験を有する者
- 五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有するものと認定した者

平成29年2月23日 土
地・建設産業局建設業課

適正な施工確保のための技術者制度検討会(第15回)の開催
～優秀な技術者の確保及び育成による適正な施工確保に向けて～

2月28日に開催される「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第15回)」では、技術者の役割や資質等についてご議論いただきます。

技術者の高齢化や若年入職者の減少等により、担い手の確保・育成が懸念されること等を踏まえ、優秀な技術者の確保及び育成等のための制度上、運用上の課題点を把握し、踏すべき施策の検討を行うため、若識経験者からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会」を平成26年9月より設置しております。今般、第15回目の検討会を下記のとおり開催いたします。

記

1. 日時:平成29年2月28日(火)16:00～18:00
2. 場所:国土交通省 中央合同庁舎2号館 第2会議室A・B
(東京都千代田区霞が関2-1-3)
3. 議事(予定)
 - ・技術者の役割や資質等について
4. 委員名簿:別紙1
5. 取材等

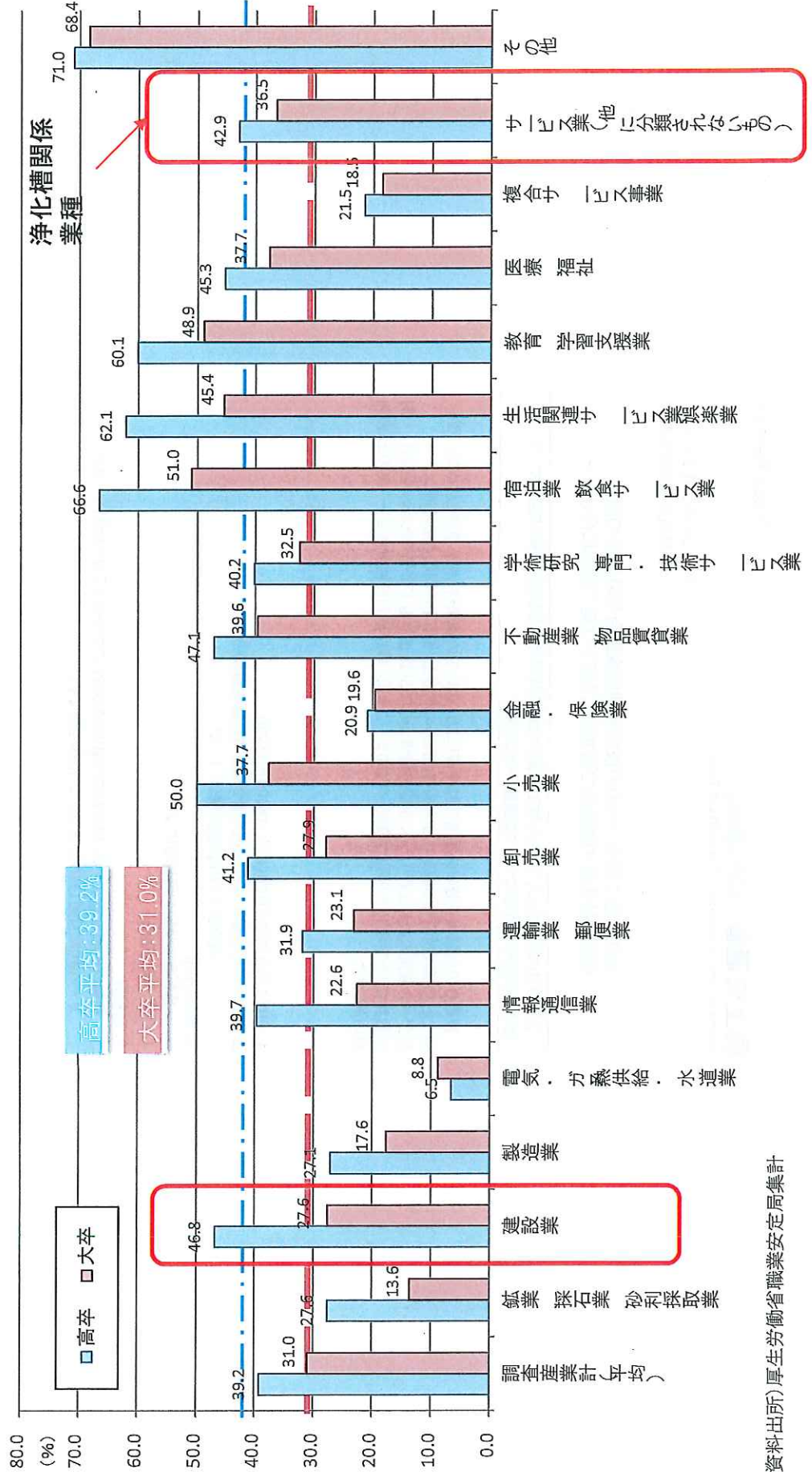
会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがありますので予めご了承ください。また、カメラ撮影は冒頭(議事に入るまで)のみ可能です。

<お問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 頼本、高木
(内線24743、24744) TEL:03(5253)8111(代表) TEL:03(5253)8277(夜間) FAX:
03(5253)1553

産業別卒業3年後の離職率

○建設業、サービス業分野に就職したとしても、離職率が高い(定着しない)ということが課題。結果として、産業全体で高齢化が進行しやすいという構造的な問題を抱えている。



(資料出所)厚生労働省職業安定局集計